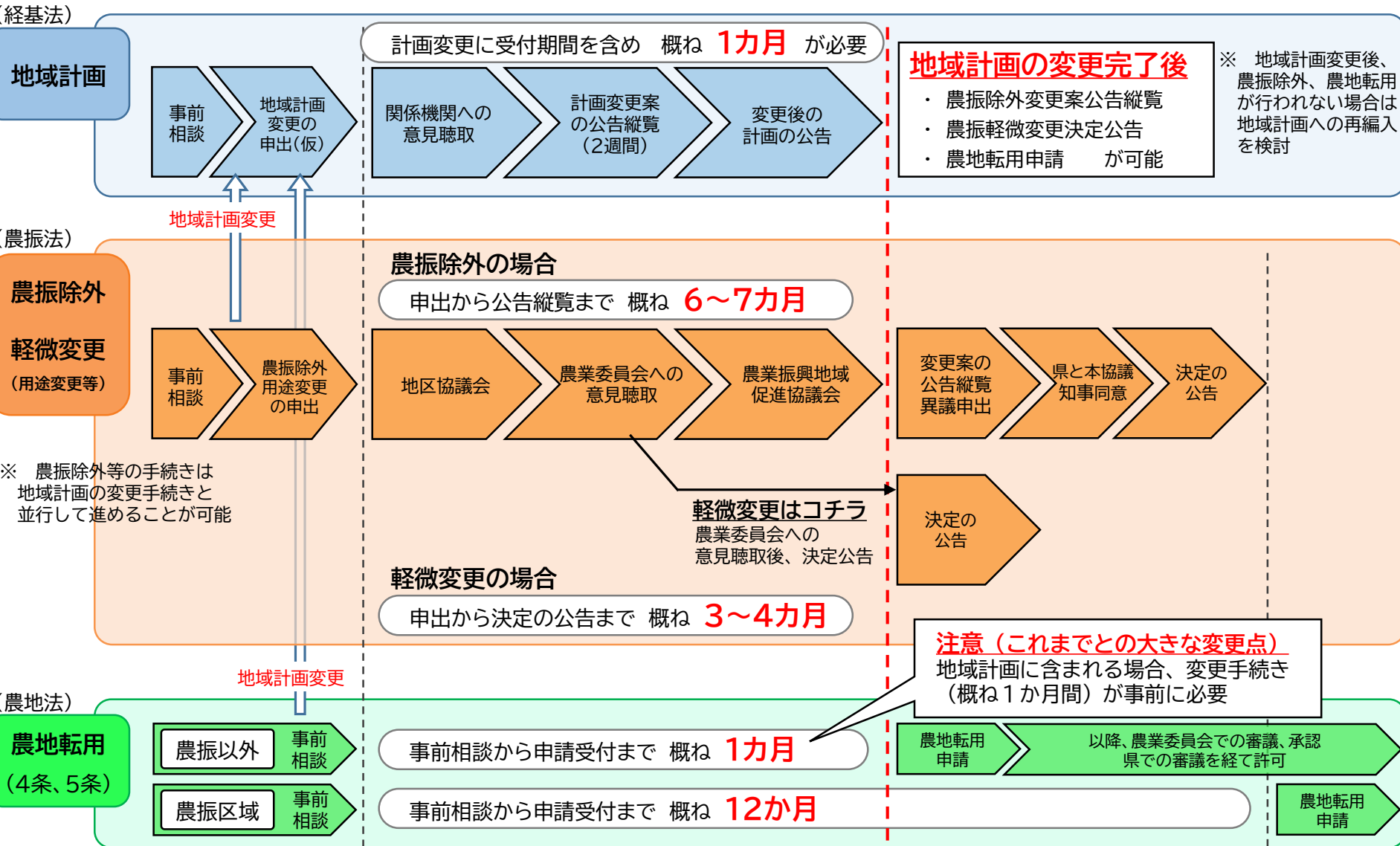


# 地域計画の変更手続きと農振除外・農地転用許可の手続きについて

- ① 令和7年4月から農業経営基盤強化促進法による地域計画内の農地において、農振農用区域からの除外や軽微変更、農地転用をする際には、地域計画の変更（除外）手続きが必要です。
- ② 農振除外の変更案の公告・縦覧や農地転用申請は、地域計画の変更公告後に可能となります。
- ③ 農地中間管理機構や農地法第3条を活用した農地の権利移動（売買、貸借、贈与、交換等）は事前に地域計画を変更する必要はありません。



※ 農業施設200㎡未満の届出についても農地転用申請に準ずる

# 農地転用許可に係る地域計画変更スケジュール

【地域計画策定後の農地転用に係る計画変更の方針】

農地転用の申請受付に併せて、翌月申請予定の農地転用の事前相談を受け付け、転用が見込まれる農地は地域計画の変更（除外）をする。

